

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 健康増進法第3条</p> <p><u>(情報発信)</u> 新健康フロンティア戦略</p> <p>健康日本21</p>	<p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター</u>等を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・<u>NC</u>を中心とした医療クラスター、中核病院、拠点医療機関との連携強化等の臨床研究・治験環境の整備を通じて、国際共同治験に組み込まれる環境を整備する。</p> <p>・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p><u>(研修)</u> 国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、…に努めなければならない。</p> <p><u>(情報発信)</u> ・適切な運動習慣、食生活の普及</p> <p>・糖尿病に関する知識の普及啓発</p>	<p><u>(研修)</u> ・レジデント研修 ・臨床疫学的視点からの教育(カンファレンス等)</p> <p><u>(情報発信)</u> ・メタボリックシンドローム情報をセンターホームページで発信、糖尿病との関連についても言及</p> <p>・生活習慣病教室(一般対象)の開催</p>
--	---	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

政策医療分野	国際医療協力	<p>2000年、国連は貧困削減を中心とする国際開発目標を盛り込んだ国連ミレニアム宣言を採択した。この開発目標(ミレニアム開発目標:MDGs)8つのうち3つは保健関連目標であり、これらの達成は極めて重要と位置づけられているが、多くの開発途上国においては、その達成に向けた進捗状況は必ずしも充分とは言えず、日本は国際社会から相応の貢献を求められている。</p> <p>また、輸送手段の発達等グローバル化の進む国際社会においては、HIV/エイズやインフルエンザ、SARSなどの感染症が容易に国境を越えて流行しているため、とりわけ感染症は、人類共通の地球規模の問題と認識されている。</p> <p>我が国としては、これらの援助課題につき、開発途上国、他のドナー、国際機関等と協調し、ODA大綱・中期政策に則り、日本国民を含む世界の人々の健康を守ることに貢献していく責務がある。</p>	
国の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策</li> <li>・国連ミレニアム開発目標(MDGs)</li> <li>・「保健と開発」に関するイニシアティブ(平成17年6月21日 日本政府)</li> </ul>		
施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等とNCの位置づけ	NCの実施している主な事業
	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際ミレニアム開発目標(MDGs)</li> </ul> <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・ゲートウェイ戦略(2007年アジア・ゲートウェイ戦略本部報告書)</li> </ul>	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの死亡率削減、妊産婦の健康の改善、HIV/AIDS、マラリアなどの疾病の蔓延防止</li> </ul> <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥・新型インフルエンザなど、新興・再興感染症対策のため、WHO、各国政府、大学・研究機関等が連携して危機管理や共同研究を実施</li> </ul>	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAプロジェクトへの専門家派遣、無償資金協力への技術的支援、調査団、緊急援助隊派遣、プロジェクト評価</li> <li>・WHOの技術専門分野における短期コンサルタント</li> </ul> <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際臨床研究センターの設置</li> <li>・国際的な新興感染症の解明と克服、院内感染、バイオテロリズムへの対処</li> </ul>

	<p>・「保健と開発」に関するイニシアティブ</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・「保健と開発」に関するイニシアティブ（平成17年6月21日 日本政府）</p> <p>・「国際協力事業評価検討会（保健医療分野）」最終報告（平成18年3月）</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・「国際協力事業評価検討会（保健医療分野）」最終報告（平成18年3月）</p>	<p>・援助の現場における調査研究、特に対策実施に資する調査研究を強化</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・保健医療体制の基盤整備に関する支援</p> <p>・国際協力に携わる人材の育成</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・国際協力データベースの構築</p>	<p>・国際医療協力に関する方法論の開発</p> <p><u>(研修)</u></p> <p>・国際医療協力に従事する人材の育成</p> <p>・諸外国からの研修生の受入れ</p> <p>・レジデント研修</p> <p>・国際医療協力に従事する人材の育成</p> <p>・諸外国からの研修生の受入れ</p> <p>・レジデント研修</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・国際協力案件データベースにかかる研究の実施</p>
--	--	---	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

<p>政策医療分野</p>	<p>エイズ</p>	<p>後天性免疫不全症候群や無症状病原体保有の状態(HIV(ヒト免疫不全ウイルス))に感染しているが、後天性免疫不全症候群を発症していない状態をいう。)は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患である。また、近年の医学や医療の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになってきており、様々な支援体制も整備されつつある。しかしながら、我が国における発生の動向については、国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)がHIV感染に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査(以下「エイズ発生動向調査」という。)によれば、他の多くの先進諸国とは異なり、地域的にも、また、年齢的にも依然として広がりを見せており、特に、二十代から三十代までの若年層が多くを占めている。また、感染経路別に見た場合、性的接触がほとんどを占めているが、特に、日本人男性が同性間の性的接触によって国内で感染する事例が増加している。こうした状況を踏まえ、今後とも、感染の予防及びまん延の防止を更に強力に進めていく必要があり、そのためには、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の役割分担を明確にし、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談(カウンセリング)体制の充実を中心に、連携して重点的かつ計画的に取り組むことが最も重要であるとともに、国、地方公共団体、医療関係者、患者団体を含む非営利組織又は非政府組織(以下「NGO等」という。)、海外の国際機関等との連携を強化していくことが重要である。</p>
<p>国の責務</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。</p> <p>3 国は、感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、感染症の病原</p>	

	<p>体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>(エイズ訴訟和解確認書(抄))</p> <p>八 その他の恒久対策について</p> <p>1 厚生大臣は、引き続き原告らHIV感染者の意見を聴取しつつ、HIV感染症の医療体制の整備等につき適切な措置をとることに努める。</p> <p>2 HIV感染症の研究治療センターの設置、拠点病院の整備充実、差額ベッドの解消、二次・三次感染者の医療費、HIV感染者の身体障害者認定等の、HIV感染症の医療体制及びこれに関連する問題については、厚生省において、原告らHIV感染者と協議する場を設ける。</p>		
<p>施策概要</p>	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年3月2日厚生労働省告示第89号)</p>	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、エイズ訴訟の和解に基づき、国のHIV治療の中核的医療機関として設置されたACC、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化する。</p> <p>・ACCの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院を支援するという、各種拠点病院の役割を明確にするとともに、ACCと各種拠点病院はエイズ医療情報ネットワークを通じた有機的な連携を図る。</p> <p>・外来診療におけるチーム医療、ケアの在り方についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保を図る。</p>	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・全国最大・最先端のエイズ医療施設としての最新治療の実践と均てん化</p> <p>・エビデンスに基づいた治療の提供</p> <p>・病診連携を図り、患者にとって長期医療が受けやすい体制作り</p>

	<p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針</li> </ul> <p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針</li> </ul>	<p><u>(研究)</u></p> <p>国立国際医療センター、国立感染症研究所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、次のようなエイズに関する調査及び研究を積極的に進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化</li> <li>・各種治療指針等の作成等のための研究</li> <li>・疫学的調査研究及び社会科学的調査研究</li> <li>・政府間、研究者間及び NGO 等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進</li> </ul> <p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者に対する研修を実施するとともに、ブロック拠点病院及び首都圏支部の中核拠点病院等のエイズ治療の質の向上を図るため、出張研修等を行う。</li> </ul>	<p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤耐性検査の臨床応用に関する研究</li> <li>・HIV治療のエビデンスを創生するための臨床研究</li> <li>・国内における多施設共同臨床試験の遂行</li> <li>・テーラーメイド治療を目指した臨床研究</li> <li>・病態に基づいた治療法の開発研究</li> <li>・欧米先進医療機関との共同研究</li> </ul> <p><u>(研修)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV/AIDS患者の診療に当たる医療従事者を対象とした1週間コース、歯科コース、短期基礎コースを実施、1週間コースでは年間約100名を受け入れ</li> <li>・ブロック拠点病院や中核医療機関へ出向いての出張研修</li> <li>・首都圏中核病院へ出張研修</li> <li>・HIVを含む感染症を診ることのできる若</li> </ul>
--	---	--	--

	<p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進</li> </ul> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A-net、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備する</li> <li>・検査・相談の実施方法に係る指針や手引き等を作成等する</li> <li>・検査・相談の利用に係る情報の周知を図る</li> </ul>	<p>手医師の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・途上国における HIV 診療のサポート</li> </ul> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる情報提供</li> <li>・予防対策への情報発信</li> <li>・最先端のエイズ医療情報の提供</li> </ul>
--	---	--	--

平成八年十一月五日

別添平成八年七月二十六日付統一要求書の各項目について、平成八年九月十九日東京・大阪両HIV訴訟原告団と厚生省との間の協議において、厚生大臣は冒頭別紙に沿った回答を口頭で行い、引き続き協議により下記の事項について厚生大臣と両原告団で確認がなされた。今後、これらの事項に関する協議内容について双方の間で疑義が生じた場合には、議事録又はテープにより再度確認を行うこととする。なお、当日時間の都合により協議を尽くせなかつたと考えられる事項を含め、恒久対策については、和解確認書に基づき、今後継続して協議を行う。

## 記

## 一 今後の協議について

薬害エイズ問題の解決のため、厚生省と両原告団の間で定期協議を行うこととする。定期協議の回数、レベル等の細目については、今後両者で協議するが、少なくとも年一回厚生大臣出席のもとでの協議を行うとともに、局長レベルおよび実務担当者レベルの出席のもとでの協議を行うものとする。

## 二 医療について

(1) 厚生省は、和解確認書で確認された本件被害に対する国の責任に基づき、生存被害者の原状回復に向けて、最善の努力を尽くすものとする。

(2) エイズ治療・研究開発センターは、薬害被害者救済の一環として設置されるものであり、エイズ治療の経験・能力のある適任者を配置する必要がある。そのため、同センターの立ち上げに当たっては、人的配置・今後の運営方法も含め、原告団の意見を十分考慮して進めるものとする。立ち上げ後の運営については原告団・弁護団を入れた運営委員会を設置し、原告団の意見を十分反映するものとする。

(3) 地方核病院については、八月二十三日に厚生省が示した「ブロック拠点病院について」(案)に基づき実施するものとする。国立病院の人的配置については、厚生省は、HIV治療の専門家を含め学閥にとらわれず適任者を配置できるよう原告団の意見を十分考慮するものとする。その他の病院についても、原告団の意見が十分考慮されるよう、厚生省として最大限努力するものとする。

三 遺族弔慰事業について

厚生省は、原告団が今後の薬害防止の観点からとりわけ薬害エイズの資料館の設置や薬害エイズの碑の設立を強く要求している趣旨を十分考慮し、被害者への鎮魂・慰霊の措置の具体化について鋭意協議する。原告団の遺族に関する要求については、実務担当者として原告団による協議の場を設け、その具体化についてさらに検討する。

四 手当について

厚生省の実務担当者として原告団による協議の場を設け、手当をめぐる諸問題の協議を行う。その中で、厚生省は身体障害者認定問題、健康管理費用の支給対象の拡大・支給額の拡充等について必要な検討を行う。

厚生省薬務局長

丸山晴樹

東京HIV訴訟原告団・弁護団

原告団 内田 勇

弁護士 守原 幸彦

大阪HIV訴訟原告団・弁護団

原告団 岡村 牧男

弁護士 山本 佳若

(注) 東京・大阪両HIV訴訟原告団と厚生省との協議について

日時 平成八年九月十九日 午前十一時から午後一時

場所 厚生省 厚生大臣室

参加者 厚生省 菅直人厚生大臣、丸山晴男薬務局長、伊藤雅治審議官ほか

立会人 枝野幸男衆議院議員

原告団 東京 団長ほか八十四名

大阪 団長ほか八名

弁護団 東京 六名

大阪 四名

主な医療施策においてNCの果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

政策医療分野	肝疾患	<p>肝炎対策については、国又は地方公共団体において、従来より検査体制の充実、治療法の研究開発、国民に対する普及啓発・相談指導の充実など様々な対策に取り組んできた。平成14年からは、「C型肝炎等緊急総合対策」が開始され、特に新たな抗ウイルス薬の開発、医療保険上の承認、老健健診・政府管掌健康保険等の健診の場での肝炎ウイルス検査の導入など肝炎対策が一層強化されてきた。</p> <p>一方で、健診受診率が低いこと、肝炎ウイルス検査で要診療と判断された者が医療機関を受診しないこと、また、たとえ医療機関を受診しても、必ずしも適切な医療が提供されていないという問題点が指摘されている。</p> <p>これらの問題点を解決するため、平成17年度に開催された「C型肝炎等に関する専門家会議」の報告書「C型肝炎対策等の一層の推進について」を受け、平成18年度より感染症対策特別促進事業の中に各都道府県における肝炎診療協議会の設置が盛り込まれた。</p>	
国の責務	「C型肝炎対策等の一層の推進について」(平成17年7月27日C型肝炎等に関する専門家会議)		
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・「C型肝炎対策等の一層の推進について」(平成17年7月27日C型肝炎等に関する専門家会議)</p>	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・肝炎の診断と治療に関するガイドライン等により肝炎医療水準の向上と均てん化を図る。</p>	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・高度専門・総合医療の一環としての肝疾患の先駆的医療(治験を積極的に導入した慢性肝炎に対する抗ウイルス療法、肝硬変の門脈圧亢進症に対する放射線科的インターベンション、肝癌に対するラジオ波焼灼療法・肝動注療法等)</p>



	<p>・「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」  (平成 19 年 1 月 26 日全国 C 型肝炎対策医療懇話会報告書)</p>	<p>・肝炎対策の均てん化をより一層推進する観点から、我が国の感染症医療の中核となっている国の医療機関において肝炎対策の中核的役割を付与することについて検討すべきである。</p> <p>・国においては、肝疾患診療連携拠点病院間における情報共有の支援及び医療従事者に対する肝炎診療に係る最新情報等の提供を行う。</p>	
--	--	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

<p>政策医療分野</p>	<p>感染症</p>	<p>明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱やエイズ、SARS、H5N1鳥インフルエンザ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。</p> <p>このような状況の変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。</p>
<p>国の責務</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。</p> <p>3 国は、感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、感染症の病原体等の検査の実施等を行うための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p>	

	<p>感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 (平成十一年四月一日厚生省告示第百十五号)</p> <p>五 国及び地方公共団体の果たすべき役割</p> <p>1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、相互に連携を図りつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。</p>		
<p>施策概要</p>	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p>	<p>国の役割等と NC の位置づけ</p>	<p>NC の実施している主な事業</p>
	<p><u>(医療)</u></p> <p>・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成 11 年 4 月 1 日厚生省告示第 115 号)</p>	<p><u>(医療)</u></p> <p>・複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国が技術的援助等の役割を積極的に果たす</p> <p>・特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立国際医療センターとの連携体制の構築をしていく必要がある。</p> <p>・厚生労働大臣は、今後の国内における新感染症の発生及び海外から国内への侵入の可能性等を総合的に勘案して、特定感染症指定医療機関を国内に数ヶ所指定することとする。</p>	<p><u>(医療)</u></p> <p>・世界の三大感染症に対応する医療:世界の三大感染症といわれる、結核、マラリア、エイズに対し、呼吸器科、国際疾病センター、エイズ治療研究開発センター、国際医療協力局、研究所等が横断的に連携し、わが国で最高水準の医療を提供している。</p> <p>・国際疾病センター(DCC)の設置:新興感染症、国際的感染症、輸入感染症の診療を統括する組織として 2004 年、DCC を設立。</p> <p>・特定感染症指定病床の運営:全国で 340 ある感染症指定医療機関の中でも、最も危険度の高い新感染症を扱う特定感染症指定医療機関として、指定病床の管理運営を担当。2003 年には数名の SARS(重症急性呼吸器症候群)疑い患者を診療し</p>

	<p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成 11 年 12 月 21 日厚生省告示第 247 号）</p> <p>・新型インフルエンザ対策行動計画（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議、平成 19 年 3 月再改訂）</p>	<p>・特別な技術が必要とされる検査については、<u>国立感染症研究所</u>、<u>国立国際医療センター</u>、大学の研究機関、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくこと</p> <p>・国及び都道府県等は、実際にインフルエンザが大流行して多数の患者が発生した場合を想定して、緊急時の医療提供体制をあらかじめ検討しておくこと</p> <p>・国立感染症研究所は、収集された情報等の分析及び当該地域における緊急的な疫学調査を行うとともに、<u>国立国際医療センター</u>、大学等の研究機関と連携して、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関する技術的支援を行う。</p> <p>・新型インフルエンザの診断及び治療方法等を確立させ、それを各医療機関に周知徹底を図り、早期治療等を実施させるとともに、それらを元に、新型インフルエンザが疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者の健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザ薬の予防投</p>	<p>た実績を持つ。</p> <p>・新興感染症への対応：今後出現が予想される新感染症に備え、診療体制を確立し訓練を実施。現時点では、わが国にも甚大な被害をもたらすことが予想される新型インフルエンザ対策が第一の標的。</p>
--	---	--	--

	<p><u>(研究)</u> ・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針</p> <p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針</p> <p><u>(研修)</u> ・感染症の予防の総合的な推進を図るための</p>	<p>与・ワクチン接種による院内感染対策を実施し、二次感染防止を行う。</p> <p><u>(研究)</u> ・都道府県知事等が積極的疫学調査を実施する場合にあっては、必要に応じて国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、協力の求めがあった場合は、国や関係する地方公共団体は必要な支援を積極的にしていくことが必要である。</p> <p>・国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>、国立保健医療科学院、検疫所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症に関する調査及び研究を積極的に進めていくこと</p> <p>・国及び都道府県等は、このような観点から、インフルエンザ研究の基盤整備を推進すること</p> <p><u>(研修)</u> ・国立保健医療科学院、国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>等におい</p>	<p><u>(研究)</u></p> <p>・SARS に関する緊急研究(早期発見、感染対策、診療体制の確立等)。</p> <p>・鳥インフルエンザに関する研究(早期発見、病理研究、治療研究、診療体制確立のための研修システムの確立等)。これらを、新型インフルエンザの治療研究などに連動させる。</p> <p>・マラリア等輸入感染症の治療に関する研究</p> <p>・新型インフルエンザ対策ガイドライン作成。</p> <p><u>(研修)</u> ・医師の卒後研修:新興再興感染症、輸入感染症に対応できる医師養成のための卒後研修の実施</p>
--	--	--	--

	<p>基本的な指針</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針</li> </ul> <p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針</p>	<p>て、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うこと</li> </ul> <p>・国は、予防接種の意義、有効性、副反応等やインフルエンザの一般的な予防方法、流行状況等に関する国民の疑問に的確に答えていくため、関係団体と連携を図り、情報提供体制及び相談機能を強化していくべき</p>	<p>(病院全体)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際感染症等専門家養成研修：国内の専門家養成のための研修の実施(国際医療協力局)。</li> <li>・熱帯感染症研修：海外拠点病院との間で医師の短期交換留学を実施し熱帯感染症に対応できる臨床医を育成(DCC)。</li> <li>・e-medicine(電子遠隔診療システム)を用いた海外拠点病院との情報交換、研修の実施(DCC)。</li> </ul> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症指定医療機関：首都圏感染症指定医療機関連絡会を主催し、感染症に関する情報を発信。</li> <li>・対外的な講演会の実施：時宜を得た講演会の開催により、感染症に関する啓発活動を実施。最近では新型インフルエンザ、狂犬病、麻疹などに関する講演会を実施。</li> <li>・各種講演会、研究会、セミナー、地方自治体研修会等に講師を派遣し、感染症に関する情報を発信。</li> </ul> <p>・インターネットを介したインフルエンザに関する情報発信。(DCC)</p>
--	--	--	---

		<p>・国は、関係団体と連携を図り、医療関係者からの相談にも応じられるよう相談機能の強化を図るべき</p>	
--	--	---	--